

公害等調整委員会

表 7 - 4 公害等調整委員会における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 7 - 4 - 事業評価方式により事前評価した政策

政策の名称	身近で効率的な公害紛争処理
政策評価の結果の概要	<p>公害等調整委員会は、柔軟性、利便性、専門性などの点で高い評価を得ている一方、東京一か所にしかないため、裁判所などに比べて不便であるという指摘がある。また、公害等調整委員会には、当事者からしばしば現地で審問等の期日を開いてほしいとの要望が寄せられている。しかし、現地期日はもとより、現地調査のための予算が不足しており、現地期日にほとんど対応できる状況にはない。</p> <p>公害等調整委員会では、調査に係る予算が約1,700万円である一方、平成19年度に18件の事件が係属したことにかんがみ、一件当たりの調査費が100万円弱である。このため、土壌汚染、化学物質、漁業被害、廃棄物など原因特定や因果関係の立証が困難な事件に対して、迅速に充実した調査を実施することが困難な状況にある。また、多額の費用を要する調査については、次年度に延期せざるを得ない状況にある。</p> <p>政策を実施することにより得ようとするのは、平成21年度に各事件ごとに1回以上現地における審問等の期日を実施し、国民が身近に公害等調整委員会を利用できるようになること、平成21年度に新たに係属する事件については、原因特定や因果関係を明らかにし、適正かつ妥当な結論を速やかに導き出すことにより、大型・特殊事件を除き、1年6月以内に解決を図ること、業務の効率化を図ることである。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、引き続き公害紛争処理制度の適切な運用を図っているところであるが、今後このような取り組みを維持・推進するために以下の措置を講じた。</p> <p>【予算要求】</p> <p>平成 21 年度予算概算要求において、以下の経費を要求した。</p> <p>化学物質、土壌汚染、漁業被害、廃棄物などの原因裁定や因果関係の立証が困難な事件に迅速かつ的確に対処するため、原因裁定等に係る調査の充実を図ることを目的とした公害紛争等調査に係る経費(45 百万円 前年度比 29 百万円増)(決定額: 31 百万円 前年度比 15 百万円増)</p> <p>地方在住者の負担軽減のため、現地における審問等の期日を実施することを目的とした現地期日開催経費等(28 百万円 前年度比 10 百万円増)(決定額: 23 百万円 前年度比 5 百万円増)</p> <p>また、業務の効率化により、人員の合理化減のほか、庁費、情報処理業務経費など既存経費を減額要求した。(530 百万円 前年度比 21 百万円減)(決定額: 511 百万円 前年度比 27 百万円減)</p> <p>【定員要求】</p> <p>平成 20 年度定員要求において、業務の効率化により、人員の合理化減を図るため、定員 2 名の減員を要求した。</p>

表 7 - 4 - 実績評価方式により事後評価した政策

施策名	公害紛争の処理
<p>施策の概要</p>	<p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づき、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行っている。また、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会(公害審査会を設置しない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。)が設置され、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっているところであるが、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管する立場から、制度全体の円滑な運営のために公害審査会等との連携を図っている。さらに、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされている公害苦情の処理について、指導等を行っている。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>測定指標の状況から、公害等調整委員会の係属案件について、迅速かつ適正な処理が行われており、また、専門委員の専門的知見の活用や、新たな調査研究の実施等により多様化する公害紛争に対応した制度の運用が図られており、目標(1)及び(2)は達成されていると言える。</p> <p>また、審査会等の公害紛争の処理状況、地方公共団体の公害苦情の処理状況等から、国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理が促進されており、目標(3)は達成されていると言える。</p> <p>以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>(1)及び(2) 公害紛争処理制度は、昭和40年代に公害が社会問題となる中で、公害紛争解決の主要な手段であった裁判所における司法的解決(特に民事裁判)では、解決に多くの時間と費用がかかるなどの問題があり、被害者救済の面で必ずしも十分と言えなかったことから、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るために設けられたものである。そして、公害等調整委員会は公害紛争の処理を任務の一つとして設けられた機関である。したがって、公害等調整委員会は、公正かつ中立な立場から公害紛争事件の適切な処理を図り、また、多様化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う必要がある。</p> <p>(3) 公害紛争処理制度の担い手としては、都道府県公害審査会等、公害苦情処理業務を行う市町村があるため、制度を所管する国・公害等調整委員会が都道府県公害審査会等との連絡協議、地方公共団体に対する指導等を行うことにより、国・地方が一体となった公害紛争処理制度の円滑な運営を図る必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>(各成果目標ともに一義的には、効率性になじむものではないが)</p> <p>(1)及び(2) 公正かつ中立な立場から公害事件の適切な処理を図り、多様化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を図ることは、公害紛争の効率的な解決につながる。</p> <p>(3) 公害紛争処理制度を所管し、これに関する知見や情報を最も多く有している公害等調整委員会が、都道府県公害審査会等との連絡協議や地方公共団体に対する情報提供等を行うことは効率的である。また、これにより、国・地方が一体となった公害紛争処理制度の円滑な運営や公害苦情の適切な処理の促進が図られることとなり、制度全体の効率性の向上につながる。</p> <p>(有効性)</p> <p>(1)及び(2) 公正かつ中立な立場から公害事件の適切な処理を図り、多様化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を図ることで、より多くの公害紛争が解決され、より多くの被害者の救済が図られることとなる。</p> <p>(3) 都道府県公害審査会等における公害紛争処理制度の円滑な運営、地方公共団体における公害苦情の適切な処理の促進を図ることで、より多くの公害紛争や公害苦情が解決され、より多くの被害者の救済が図られることとなる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>引き続き公害紛争処理制度の適切な運用を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

	主な測定指標	測定指標の状況		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>(1) 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況</p> <p>(2) 公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況、公害紛争の処理に係る新規調査研究の実施(実施件数)</p> <p>(3) 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件の処理状況、公害紛争の処理に係る会議等の実施状況</p> <p>(4) 地方公共団体における公害苦情の処理状況、公害苦情処理に係る会議等の実施状況、公害苦情相談研究会における参加者の理解度等(参考度、理解度)</p>	<p>・ 平成 19 年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた6件(調停事件1件、責任裁定事件5件)に前年度から繰り越された12件を加えた計18件(調停事件2件、裁定事件16件)である。このうち4件(調停事件1件、裁定事件3件)が19年度中に終結し、残り14件は20年度に繰り越された。</p> <p>・ 上記の平成19年度に終結した事件(4件)の平均処理期間は、約1年10か月であった。</p> <p>・ 上記係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。</p> <p>・ 上記の処理状況について見ると、事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考える。</p> <p>・ 公害紛争処理制度の一層の活性化を図る取組の一環として、公害紛争処理法施行令の一部を改正し、調停や原因裁定と仲裁を連続して行う場合に手数料の控除を行うこととし、条例改正の参考として、都道府県に周知した。</p> <p>・ 近年、化学物質による健康被害が問題となっているが、その病態等は未解明な部分が多く、早急な問題解決に至ることが難しい状況が存在している。このため、いわゆる化学物質過敏症に関する情報を収集・整理、解析するとともに、外部の有識者にこの問題と民事責任論についての考察を依頼し、今後の公害紛争処理行政の円滑な実施のための基礎資料とする報告書を取りまとめた。</p> <p>・ 国際連合環境計画(UNEP)アジア太平洋事務局(ROAP)からの招請を受け、「環境裁判・法執行に関するアジア太平洋地域会議」に審査官等を派遣した。我が国の公害経験とそれを踏まえた環境裁判や公害紛争処理制度等を紹介し、参加国からは、自国における制度整備の参考になるとの高い評価を得た。</p> <p>・ 上記のとおり、化学物質過敏症に関する情報の収集・整理、解析等を新たに行い、今後の公害紛争処理行政の円滑な実施のための基礎資料とする報告書を取りまとめ、目標値として設定していた1件を達成した。</p> <p>・ 平成19年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた調停事件42件に前年度から繰り越された調停事件44件を加えた計86件である。このうち39件が19年度中に終結(調停成立11件、調停打ち切り19件、調停申請取下げ9件(義務履行勧告申出事件1件含む))し、残り47件は20年度に繰り越された。</p> <p>・ 終結した39件の事件のうち、約5割が1年以内に終結している。</p> <p>・ 平成18年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情処理件数は、新規に受け付けた97,713件(前年度に比べて2,058件(2.2%)の増加)に前年度から繰り越された6,117件を加えた103,830件である。</p> <p>・ このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、89,130件(処理件数の85.8%)が平成18年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数(62,395件)のうち、68.6%(42,804件)が苦情申立てから1週間以内に処理されている。</p> <p>・ 公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度98%、理解度98%となり、設定した目標を達成できた。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
	-	-	-	

<p>施策名</p>	<p>土地利用の調整</p>
<p>施策の概要</p>	<p>公害等調整委員会は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>測定指標の状況から、公害等調整委員会では、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保が図られており、いずれの目標も達成されていると言える。</p> <p>以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱区禁止地域の指定制度については、鉱物資源の乏しい我が国において国内の鉱物資源の開発及び有効利用は国民経済上極めて重要であるが、有用な鉱物資源の埋蔵される地域にダム等が存在していることも多く、そのような場合、鉱業と一般公益又はその他の産業との調整が必要であることから、公害等調整委員会が公正中立かつ専門的な立場から指定を行う必要がある。 ・ 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度については、公益的な観点から一定の土地をどのように利用するのが最も適当であるかという判断を行う手続であるため公正性及び中立性が必要であること、関係する範囲が極めて広範にわたるため専門的知識が必要であること等から、一般的な行政不服申立とは別に、公害等調整委員会が公正中立かつ専門的な立場から裁定を行う必要がある。 <p>(2) 土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保する必要があることから、公正中立な第三者機関である公害等調整委員会が意見の申出等を行う必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>(各成果目標とも、一義的には効率性になじむものではないが、)</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱区禁止地域の指定制度については、公害等調整委員会が公正中立かつ専門的な立場から指定を行うことにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整が効率的になされることにつながる。 ・ 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度については、公害等調整委員会が公正中立かつ専門的な立場から裁定を行うことにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整が効率的になされるときも、当該不服の効率的な解決が図られることにもなる。(さらに一審代替機能を有するため、行政訴訟が提起されることなく紛争の解決が図られることになる。) <p>(2) 公正中立な第三者機関である公害等調整委員会が意見の申出等を行うことにより、土地利用に関する調整が効率的になされることにつながる。</p> <p>(有効性)</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱区禁止地域の指定制度については、公害等調整委員会が公正中立かつ専門的な立場から指定を行うことにより、鉱物資源の乏しい我が国における国内の鉱物資源の開発及び有効利用が図られるとともに、ダムの保全、温泉源の保護、風致・景観の保護等がより適切になされることとなる。 ・ 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度については、公害等調整委員会が公正中立かつ専門的な立場から裁定を行うことにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整が適切になされることとなる。 <p>(2) 公正中立な第三者機関である公害等調整委員会が意見の申出等を行うことにより、土地利用に関する行政庁の適正な処分が確保されることとなる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>引き続き土地利用の調整制度の適正な遂行を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

	<p>主な測定指標</p> <p>(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</p> <p>(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況</p> <p>(3) 上記裁定事件の処理の計画性及び期間</p> <p>(4) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</p>	<p>測定指標の状況</p> <p>・ 平成 18 年度に係属した鉱区禁止地域指定請求事件はない。</p> <p>・ 平成 18 年度に係属した不服の裁定事件4件のうち2件については、それぞれ約1年6か月、約1年で終結し、残り2件は 19 年度に繰り越された。</p> <p>・ 上記の処理状況を見ると、終結した2件の事件について公正中立かつ専門的な第三者機関として審理に基づき手続にあたり、事実関係を詳細に認定・判断した結果、1件については申請を認容し当該処分を取り消し、1件は、申請を却下している。また、両事件の係属の初期段階において、両事件が関連するものであるとして併合して審理を行ったことで、個別に審理を行った場合に比べて手続の重複や事実認定の齟齬などを排除することができ、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。</p> <p>・ 平成 18 年度に係属した 20 件のうち 14 件については、平均約 8 か月で終結し、残り 6 件は 19 年度に繰り越された。</p> <p>・ 上記の処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、引き続き土地利用の調整制度の適正な遂行を図っているところであるが、今後このような取組を維持・推進するために以下の措置を講じた。</p> <p>【予算要求】</p> <p>平成 21 年度予算概算要求において、以下の経費を要求した。</p> <p>・ 委員会運営に係る経費のうち土地利用の調整に関するもの(27.7 百万円(決定額: 24.1 百万円)の一部)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	-	-	-